

さよう、な森。べっちょない！
—暮らしうるおい、森うつくしく、人にぎわう—

管理にお困りの山林を 佐用町が引き取ります

佐用町の8割を占める森林は、その管理が不十分なために荒廃が進み、森林の持つ多面的機能の低下のほか、倒木や山腹崩壊など、私たちの生活に脅威さえ与えつつあります。

そのため、佐用町では、森林所有者自らが経営管理できなくなった森林を譲り受けて健全な森林として経営管理するとともに、所有者不明の森林や放置森林の解消に努めています。

Q

どんな山でも引き取ってくれるの？

A

現況が山林であれば引き取ります。ただし、地目が田や畑であれば、農業委員会の非農地証明が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、引き取りできません。

- 共有地の持ち分の一部
- 所有権以外の権利が登記されている
- 主伐後等で森林に更新されていない
- 第三者に損害を与える恐れがある
- 建物や工作物等がある
- 土壌汚染や埋設物がある
- 町が不利益を被る恐れがある
- 税金等の滞納がある
- 反社会勢力に属している など

Q

山林は買い取ってくれるの？

A

希望により、寄附か買い取りのいずれかで引き取ります。買取価格は山林の固定資産税評価額程度です。

山林の土地にかかる売買は譲渡所得、立木の代金は山林所得となります。所得税、町県民税、国民健康保険税などに影響します。詳しくは、税務署や役場税務課、住民課にお尋ねください。

Q

昔、植林した山なんだけど・・・

A

希望により、スギとヒノキに限っては立木を買い取りすることができます。ただし、状態によって単価は異なります。

土地代金は、固定資産税評価額程度です。立木は、樹種・立木密度などによって単価が異なります。（分収造林地の立木代は買い取りできません。）

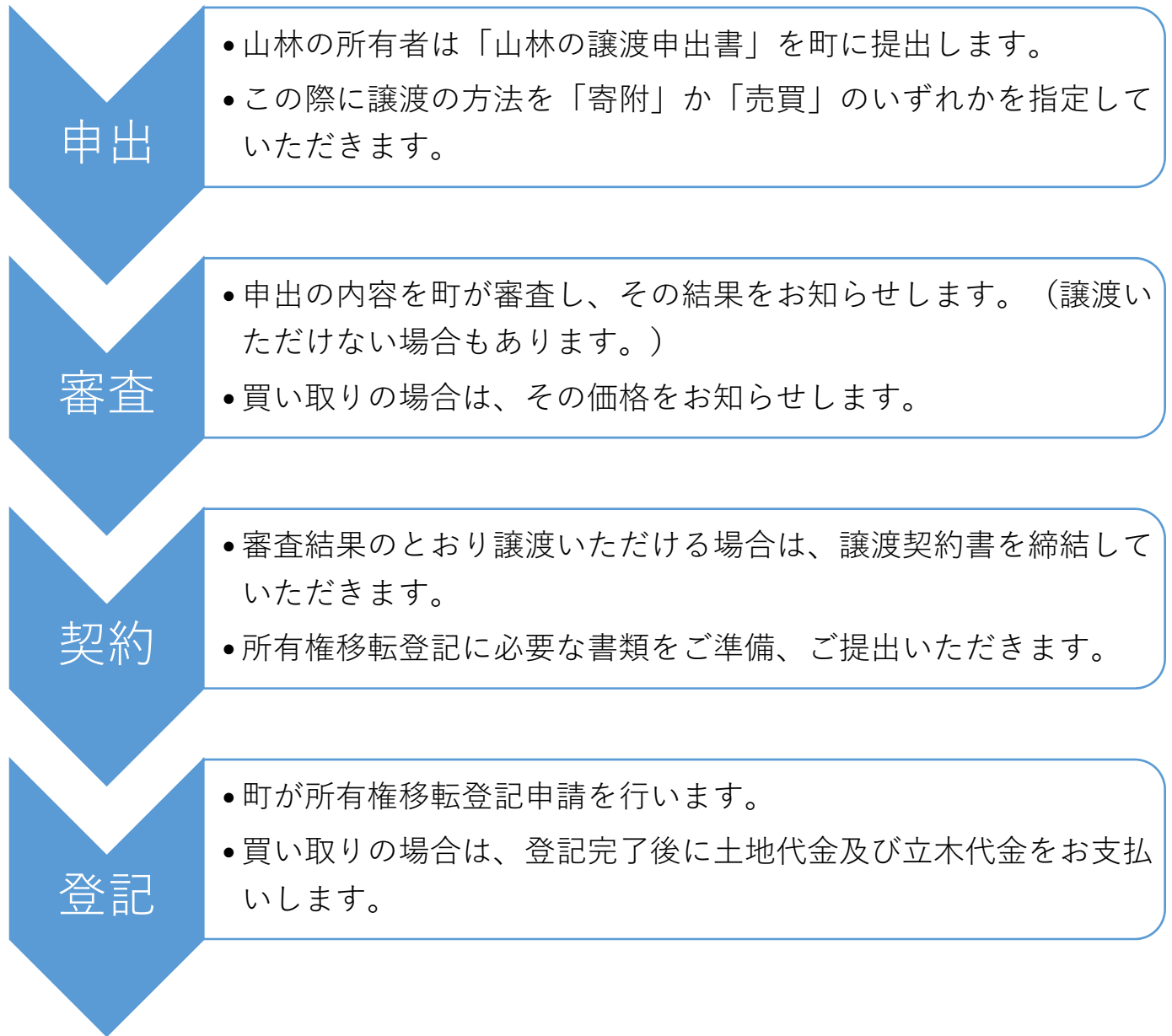
お問い合わせ先

佐用町役場農林振興課農林土木整備室
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町
佐用2611番地1

TEL0790-82-0667（直通）

e-mail norinshinko@town.sayo.lg.jp

●山林を引き取るまでの流れ



●売買の場合の価格

山林の土地の価格：近隣の山林の標準的な固定資産税評価額

立木の価格：樹種と1haあたりの立木本数に応じて下表のとおり

立木密度等 (本/ha)	単価(円/m3)		備 考
	スギ	ヒノキ	
2500以上	100	150	<ul style="list-style-type: none"> ●材積は森林資源量解析結果データによる ●スギ、ヒノキに限る ●風害、雪害、土砂災害、火災等の被害林を除く
2000～2499	200	300	
1400～1999	300	450	
1000～1399	400	600	
999本以下	500	750	
広葉樹林等	0	0	